

第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画

地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと 確保方策に係る実績の評価（令和7年度）

（１）－１ 利用者支援事業（基本型・特定型）	・・・ １
（１）－２ 利用者支援事業（地域子育て相談機関）	・・・ ２
（１）－３ 利用者支援事業（こども家庭センター型）	・・・ ３
（２） 地域子育て支援拠点事業	・・・ ４
（３） 妊婦健康診査事業	・・・ ５
（４） 産後ケア事業	・・・ ６
（５） 乳児家庭全戸訪問事業	・・・ ７
（６） 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （その他要保護児童等の支援に資する事業）	・・・ ８
（７） 妊婦等包括相談支援事業	・・・ ９
（８） 子育て世帯訪問支援事業	・・・ １０
（９） 児童育成支援拠点事業	・・・ １１
（１０） 親子関係形成支援事業	・・・ １２
（１１） 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	・・・ １３
（１２） 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	・・・ １４
（１３）－１ 一時預かり事業 幼稚園、認定こども園における一時預かり（幼稚園型）	・・・ １５
（１３）－２ 一時預かり事業 保育所における一時預かり（一般型）	・・・ １６
（１４） 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	・・・ １７
（１５） 時間外保育（延長保育）事業	・・・ １８
（１６） 病児（病後児）保育事業	・・・ １９
（１７） 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	・・・ ２０
（１８） 実費徴収に係る補足給付事業	・・・ ２１
（１９） 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	・・・ ２２

(補足)

・小樽市子ども・子育て支援事業計画とは

教育・保育施設等の整備や「地域子ども・子育て支援事業」を計画的に行うため、事業の需要量の見込み及び確保方策（提供体制）を策定するものです。

本資料は、第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画に記載しております「地域子ども・子育て支援事業」の進捗状況について記載しております。

・地域子ども・子育て支援事業とは

地域子ども・子育て支援事業は、全ての子育て家庭を支援する事業であり、子ども・子育て支援法に定められた事業や児童福祉法に定められた事業を市町村の実情に応じて実施するものです。

・小樽市子ども・子育て会議委員の皆様は各事業の需要量の「見込み」と「実績」がかけ離れていないか、「需要量」の実績が「確保方策」を上回り、事業を利用したくても利用できない市民が発生しなかったか、「評価」や「今後の方向性」が適切か等をご確認ください。

事業名	(1) — 1 利用者支援事業（基本型・特定型）
所管部	こども未来部（こども家庭課・子育て支援課）
事業の概要等	【事業概要】 児童及びその保護者、妊婦の身近な場所に利用者支援専門員を配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じてそれらの相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の利用に関する相談に応じます ・個々の家庭状況に即した適切なサービスが円滑にできるよう、利用者支援専門員の配置を継続します 【こども家庭課に基本型1名（※1）、子育て支援課に特定型1名（※2）を配置】 ※1 基本型・・・子育てに関する幅広い相談や支援、関係機関との連絡調整等を行うもの ※2 特定型・・・保育サービス等の情報提供や相談等を行うもの

需要量の見込み (算出方法)		利用者支援事業の実施箇所数					
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	需要量の見込み (実施箇所数)	基本型	1	1	1	1	1
		特定型	1	1	1	1	1
	確保方策 (実施箇所数)	基本型	1	1	1	1	1
		特定型	1	1	1	1	1
実績	需要量の見込みに対する 実績 (実施箇所数)	基本型	1				
		特定型	1				

評価	【基本型】 個々の家庭のニーズに沿ったサービスについての相談、情報提供を行うため、職員1名を配置し、こども家庭センターの開放事業等において、128件の相談・情報提供などを行った。 【特定型】 保育サービスに関する相談に応じ、情報提供や利用に向けての支援等を行う専門職員を1名配置し、保護者に対して適正な保育所入所申込みの案内や保育所等の選択のほか、各種サービスの利用について相談・情報提供を行った。令和7年度の相談・情報提供数は716件となった。
今後の方向性など	【基本型】 引き続き、利用者支援事業「こども家庭センター型」との連携を図りながら、個々の家庭のニーズに沿った育児に関する相談・情報提供を行う。 【特定型】 今後もニーズに即した手厚く細やかな対応などの市民サービス向上が図られるよう、引き続き事業を継続していく。

事業名	(1) ー2 利用者支援事業（地域子育て相談機関）
所管部	こども未来部（こども家庭課）
事業の概要等	【事業概要】 すべての妊産婦やこどもとその家族が気軽に相談できる場としての役割を担い、子育てに関する相談に応じ、必要な助言や情報の提供を行える場を提供する事業。 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・本事業に対するニーズの把握に努め、本市における事業の実施形態を研究し、将来的な事業の実施にむけて検討します。

評価	こども家庭センターと地域子育て支援拠点事業所との連携が十分に機能していることにより、現時点では本事業の代替として十分な機能が果たされている。
今後の方向性など	本事業に対するニーズの把握を継続し、必要性があれば、事業の実施を検討する。

事業名	(1) ー3利用者支援事業（こども家庭センター型）
所管部	こども未来部（こども家庭課）
事業の概要等	【事業概要】 児童及びその保護者、妊婦の身近な場所に利用者支援専門員を配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じてそれらの相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応するため、専任の保健師をこども家庭センターに1名配置します。 ・妊娠の届出等の機会を通じて全ての妊産婦の状況を把握し、特に支援を必要とする妊産婦に必要な母子保健サービスが早期に提供されるよう関係機関と協力しながら支援を行います。 ・相談内容や地域の実態に応じて、母子保健施策の整備、体制について検討します。

需要量の見込み （算出方法）		利用者支援事業の実施箇所数				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	需要量の見込み （実施箇所数）	1	1	1	1	1
	確保方策 （実施箇所数）	1	1	1	1	1
実績	需要量の見込みに対する 実績 （実施箇所数）	1				

評価	【母子保健機能】 専任の保健師1名を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供した。母子手帳交付時の相談対応など、来所又は電話による相談件数は502件、こども家庭センター開放事業の利用者は393人であり、妊娠期から子育て期への相談や情報提供などを行った。 【児童福祉機能】 児童虐待相談等の相談対応を行い、延べ218件の相談があった。要保護児童対策地域協議会の関係機関と連携し、対象世帯に相談支援を実施し、助言等を行い、福祉サービスの利用及び病院受診等に繋げた。
今後の方向性など	家庭児童相談も一体的に実施し、様々な機会を利用して周知を図り、引き続き妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供できるよう努めていく。 ※令和6年4月に子育て世代包括支援センターから「こども家庭センター」として設置。

事業名	(2) 地域子育て支援拠点事業
所管部	こども未来部（子育て支援課）
事業の概要等	【事業概要】 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・子育て支援拠点施設5か所（子育て支援センター4か所、わくわく広場（民営）1か所）において、開放事業、出向き事業、子育て講座や育児相談等を行い、親子の交流や保護者同士の情報交換、仲間作りの場を提供します。 ・利用者のニーズに合った実施内容や体制について検討し、利便性に配慮した会場で出向き事業を開催するほか、関係機関や子育て支援ボランティア等と連携を図りながら、地域ぐるみで子育てを支える環境づくりに努めます。 ・様々な形態の情報を提供すべく、市の広報誌、ホームページやアプリなどを活用し、最新の情報を提供します。 ※子育て支援センター：奥沢保育所併設「げんき」、赤岩保育所内「風の子」、銭函保育所併設「あそぼ」、ウイングベイ小樽1番街4階「HBAおやこよりみちるーむとことこ」（正式名称：おやこの集いの場） ※わくわく広場：朝里幼稚園併設

需要量の見込み （算出方法）		R4～R5の参加組数実績の平均により算出				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	需要量の見込み （延べ利用組数/月）	320	320	320	320	320
	確保方策 （延べ利用組数/月）	680	680	680	680	680
実績	需要量の見込みに対する 実績 （延べ利用組数/月） ※既存拠点4か所	268				
	需要量の見込みに対する 実績 （延べ利用組数/月） ※新拠点含む5か所	665				

評価	令和7年度の延べ利用組数は、令和7年12月から拠点が1か所増えたことにより昨年より365組増加となった。 既存の4拠点のみの延べ利用組数は、昨年度より32組減となったが、令和7年12月20日に開設した「おやこの集いの場」の延べ利用組数は397組となり、多くの子育て世帯に育児相談や親子の交流の場を提供することができた。 第三期の計画を立てる段階では、5つ目の拠点となる「おやこの集いの場」の開設日が未確定なものであったため、計画値には含めておらず、需要量の見込みと新拠点含む5か所の実績を比較すると320組に対して665組と見込みを大きく上回る結果となった。
今後の方向性など	ポスターやチラシ、SNS等を活用した情報発信などにより事業の周知に努め、引き続き親子の交流の場や保護者同士の情報交換、仲間づくりの場を提供していく。 令和7年12月から1か所拠点が増加したことに伴い、実績が需要量の見込みを大きく上回っているため、中間見直しについて検討していく。

事業名	(3) 妊婦健康診査事業
所管部	こども未来部（こども家庭課）
事業の概要等	【事業概要】 妊婦の健康の保持増進及び経済的負担の軽減のために、国の妊婦健康診査の基準に基づく妊婦健康診査を医療機関において実施し、その費用を公費負担する事業 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・国の妊婦健康診査の基準に基づく妊婦健康診査を医療機関において実施し、妊婦一般健康診査14回分と超音波検査6回分を公費負担とします（検査項目①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導、④妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査）。 ・今後も医療機関等の協力を得て、全ての妊婦が必要な時期に受診できる体制を維持します。

需要量の見込み (算出方法)		減少傾向を考慮した出生見込み数に健康受診率を乗じて算出				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	需要量の見込み (延べ受診人数/月)	307	290	273	258	243
	確保方策 (健診回数)	3,684	3,480	3,276	3,096	2,916
実績	需要量の見込みに対する 実績 (延べ受診人数/月)	328				

評価	令和7年度の1人当たりの受診件数は約12回と、これまでと同程度の受診件数を維持しており、継続して妊婦の受診の機会を確保できているものと判断する。
今後の方向性など	今後も、出産費用の軽減、安心して出産できる環境整備、妊娠期を安全に過ごせるよう、事業を継続していく。

事業名	(4) 産後ケア事業
所管部	こども未来部（こども家庭課）
事業の概要等	【事業概要】 産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母親及び乳児に対して、心身のケアやサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・市内の医療機関（1か所）において実施し、助産師による授乳の相談、沐浴などの育児指導や育児の相談、赤ちゃんの体重測定、母親の身体と心のケア、休息（デイケア型のみ）など、1回の出産につき、デイケア型、訪問型合わせて5回までの利用分を公費負担します。

需要量の見込み （算出方法）		国の手引きに基づき、R2年度～R5年度の出生数の減少傾向を考慮して算出				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	需要量の見込み （延べ利用人数/年）	121	115	109	103	98
	確保方策 （延べ利用人数/年）	121	115	109	103	98
実績	需要量の見込みに対する 実績 （延べ利用人数/年）	300				

評価	令和7年度は延べ利用人数300人と計画数を超える利用があった。 実施内容としては、デイケア型：ロング（市内医療機関）は延べ228人、デイケア型：ショート（市内助産院）は延べ27人、訪問型は延べ45人で、デイケア型と訪問型の両方を利用する方もいた。 授乳相談・育児相談や、心身の休息のため、複数回利用する方も多く、産後も安心して子育てしていくための支援として活用されたと考える。
今後の方向性など	今後も産後ケアを必要とする母親及び乳児に対して、授乳相談・育児相談、乳児の発育発達の確認、心身のケア等を行えるよう、デイケア型・訪問型による産後ケア事業の体制を維持し、産後も安心して子育てしていくための支援として、本事業を継続していく。 実績が確保方策を大きく上回っているため、中間見直しについて検討していく。

事業名	(5) 乳児家庭全戸訪問事業
所管部	こども未来部（こども家庭課）
事業の概要等	【事業概要】 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境等の把握を行うほか、育児相談に応じ、助言その他の援助支援を行う事業 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・育児等に関する不安や悩みの聴取、子育て支援に関する情報提供、要支援家庭に対するサービスの提供や関係機関との連絡調整等を通して、乳児のいる家庭の地域からの孤立化を防ぎ、母親や家族が安心して子育てができる環境づくりを行うため、全戸訪問を実施します。 ・訪問結果に応じた継続支援の取組や関係機関等との連携を図り、適切な支援に努めます。

需要量の見込み （算出方法）		減少傾向を考慮した出生見込み数に、R4、5年度の他市からの新生児訪問以来数の平均を加算して算出				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	需要量の見込み （延べ訪問件数/年）	336	318	301	285	270
	確保方策 （訪問実施率/%）	100%	100%	100%	100%	100%
実績	需要量の見込みに対する 実績 （延べ訪問件数/年）	302				

評価	令和7年度の実施率は97.4%であった。訪問を希望しない世帯等で訪問未実施の家庭へは、電話等によりコンタクトを取り、乳児・母親の状況の確認をしているほか、子育て支援事業の紹介等を行い、今後の利用について促した。 訪問では、出産後の母親の精神面フォローの必要性を見極めるため、エジンバラ産後うつ質問票や赤ちゃんへの気持ち質問票を用いて実施し、必要に応じて、継続支援や受診勧奨につなげた。また、育児の悩みや不安の傾聴や子育て支援事業の積極的な利用を勧め、地域とのつながりの中で安心して子育てができるよう努めた。
今後の方向性など	今後も育児に関する不安や悩みへの対応、子育て支援に関する情報提供、要支援家庭に対する継続的な関わりを通し、乳児のいる家庭が地域から孤立することを防ぎ、健全な育成環境の確保を図るため、適宜関係機関と連携しながら本事業を継続していく。

事業名	(6) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (その他要保護児童等の支援に資する事業)
所管部	こども未来部(こども家庭課)
事業の概要等	【事業概要】 ①養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 ②子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を構成する関係機関(児童相談所、警察、小・中学校、保育園、幼稚園、病院等)の専門性の強化を図る事業 【実施内容・確保方策(提供体制)など】 ①乳児家庭全戸訪問事業や児童虐待相談等により、児童の養育に支援が必要と判断した家庭に対し、保健師が専門的な相談・指導を行います ②児童虐待のリスクを抱える家庭に対し、子どもを守る地域ネットワークを活用し、未然防止に向け早期に関係機関と連携しながら支援の強化を図ります

需要量の見込み (算出方法)		R3～R5の実績結果の平均により算出				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	需要量の見込み (実訪問人数/年)	2	2	2	2	2
	確保方策 (訪問実施率/%)	100%	100%	100%	100%	100%
実績	需要量の見込みに対する 実績 (実訪問人数/年)	0				

評価	①令和7年度は支援体制を整えていたが、本事業に該当する対象者がいなかったため、実績はなかった。 ②要保護児童対策地域協議会における実務者会議(年3回)及び個別ケース検討会議(年34回)を開催し、対象者への支援方針や見守り体制等を協議し、関係機関との連携強化を図った。
今後の方向性など	①養育支援訪問事業における保健師による専門的相談支援事業を継続し、家庭支援事業(子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業)と組み合わせながら、児童養育に指導が必要な世帯に専門的な相談・指導を実施する。 ②要保護児童対策地域協議会により関係機関と連携し、対象者への支援を強化していく。

事業名	(7) 妊婦等包括相談支援事業
所管部	こども未来部（こども家庭課）
事業の概要等	【事業概要】 妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・妊娠届出時、妊娠8 か月前後及び出生届出後の計3 回、保健師による面談等を行います。

需要量の見込み (算出方法)		国の手引きに基づき、R2年度～R5年度の減少数の平均から算出					
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計 画	需要量の見込み	妊娠届出数	349	334	319	304	289
		1組当たり面談回数	3	3	3	3	3
		面談実施合計回数	1,047	1,002	957	912	867
	確保方策 (こども家庭センター延べ面談回数/年)		1,047	1,002	957	912	867
実 績	需要量の見込みに対する実績	妊娠届出数	351				
		1組当たり面談回数	3				
		面談実施合計回数	909				

評価	妊娠届出時、妊娠8 か月前後及び出生届出後に適切に保健師等の専門職が面談し、妊娠期から出産、育児に伴走して支援することができている。
今後の方向性など	引き続き、妊婦・その配偶者・家族等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行っていく。

事業名	(8) 子育て世帯訪問支援事業
所管部	こども未来部（こども家庭課）
事業の概要等	【事業概要】 要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育に係る援助その他の必要な支援を行う事業 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等を行います。 ・育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等を行います。 ・子育て等に関する不安や悩みの相談に乗ります。 ※保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除きます。 ・地域の母子保健施策、子育て支援施策等に関する情報を提供します。 ・支援対象者や児童の状況と養育環境など、把握された内容は訪問支援員と市が共有し、さらなる支援に役立てます。

需要量の見込み (算出方法)		小樽市要保護児童対策協議会において登録している世帯から、利用が想定される世帯数を基に本市の実情に合わせ算出				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	需要量の見込み (延べ人数/年)	48	48	48	48	48
	確保方策 (延べ人数/年)	48	48	48	48	48
実績	需要量の見込みに対する 実績 (延べ人数/年)	31				

評価	令和7年度は、2世帯の利用申請（家事支援1世帯、育児支援1世帯）があり、そのうち1世帯（家事支援）の利用となった。 本事業は、延べ31日（31時間）の利用があり、家事支援を実施することで、対象世帯の家事負担の軽減することができた。また、日常生活の助言等を行い、対象世帯の生活力向上に繋がる支援を行うことができた。
今後の方向性など	本事業の利用が望ましい要支援児童の保護者に対し、積極的に利用勧奨し、家事及び育児支援を実施する。

事業名	(9) 児童育成支援拠点事業
所管部	こども未来部（こども家庭課）
事業の概要等	【事業概要】 養育環境等に関する課題を抱える児童について、当該児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・本事業に対するニーズの把握に努め、本市における事業の実施形態を研究し、将来的な事業の実施にむけて検討します。

評価	実施可能な事業所の開拓はできておらず、事業の開始には至っていない。
今後の方向性など	実施可能な事業所の開拓を行い、将来的な事業の実施について検討する。

事業名	(10) 親子関係形成支援事業
所管部	こども未来部（こども家庭課）
事業の概要等	【事業概要】 親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施します。 ・同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

需要量の見込み (算出方法)		既に実施している同内容の事業のR3～R5の実績の平均により算出				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	需要量の見込み (実利用人数/年)	9	9	9	9	9
	確保方策 (実利用人数/年)	9	9	9	9	9
実績	需要量の見込みに対する 実績 (実利用人数/年)	12				

評価	令和7年度は、下記のとおり子育てトレーニング教室（ペアレントトレーニング）等を実施し、講義、グループワークを行い、健全な親子関係の形成に向けた支援を行った。また、保護者同士の相談・情報交換を行える機会を提供できた。 ・子育てトレーニング教室（入門編） 1回開催 参加者1名 ・子育てトレーニング教室（実践編） 4回開催 参加者4名 ・子育て講座 1回開催 参加者8名
今後の方向性など	引き続き、子育てトレーニング教室等を開催し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等を講義やグループワークを通して、保護者に伝える支援を実施する。また、保護者同士の情報交換及び交流の機会としての機能も継続して実施する。

事業名	(11) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
所管部	こども未来部（こども家庭課）
事業の概要等	【事業概要】 保護者の疾病、疲労等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合、保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合、経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に実施施設等において養育・保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）） 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・市内には児童養護施設がないため、市外の児童養護施設（仁木町・蘭越町・岩内町・札幌市北区）が受入先となり、養育を受けることが一時的に困難となった児童の養育・保護を行います。 ・市内里親宅と委託契約を結び、市内の受け入れ先を確保し、養育を受けることが一時的に困難となった児童の養育・保護を行います。 ・利用希望があった際に迅速に対応できるよう、実施施設の空き状況を定期的に確認し、現状把握に努めます。 ・今後においては、受入先を確保するため、現在の実施施設数を確保すると共に、利用人数がさらに増えた場合は実施施設数の増加について検討します。

需要量の見込み （算出方法）		R3～R5の年間利用件数の平均により算出				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	需要量の見込み （実利用人数/年）	9	9	9	9	9
	確保方策 （実施施設数）	7	7	7	7	7
実績	需要量の見込みに対する 実績 （実利用人数/年）	11				

評価	令和7年度の実利用人数は11人（延べ16人）となり、前年度の実利用人数1人（延べ1人）から大幅に増加した。延べ利用日数は65日となり、過去最多の延べ利用日数となった。本事業を利用することで、養育を受けることが一時的に困難となった児童の安全を確保することができた。令和7年度は、市内里親の利用が約70%、市外施設の利用が約30%となった。 トワイライトステイは受入施設がないため、実施していない。
今後の方向性など	引き続き児童養護施設及び市内里親との委託契約を締結し、提供施設を確保する。今後も保護者の育児疲れ等の理由により、養育を受けることが一時的に困難となった児童の養育・保護を行っていく。

事業名	(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
所管部	こども未来部（子育て支援課）
事業の概要等	【事業概要】 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡及び調整等を行う事業 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・NPO法人との委託契約により、市内に設置しているファミリー・サポート・センターが、送迎や預かり、病気時の支援等様々な援助活動に関する会員間の連絡及び調整を行います。 ・ホームページや広報誌での周知、各施設へのリーフレットの配布等により、事業の更なる周知のための取り組みを進めます。 ・より円滑な援助活動の推進及び提供会員の更なる増加に向けて、「提供会員養成講習会」を継続して実施し、提供会員の確保に努めます。

需要量の見込み （算出方法）		R3～R5の年間利用件数の平均により算出				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	需要量の見込み （延べ利用人数/年）	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
	確保方策 （延べ利用人数/年）	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
実績	需要量の見込みに対する 実績 （延べ利用人数/年）	769				

評価	令和7年度の延べ利用人数は、769人となった。援助活動の内容としては「習い事の送迎」、「保育所・幼稚園・小学校が休みの時の預かり」、「保育所・幼稚園終了後の預かり」が全体の7割程度を占めている。 十分な援助活動の提供に向けて、提供会員を確保するための講習会を2回開催し、令和7年度は合計8名が新規提供会員として登録となった。依頼会員についても委託先のNPO法人による周知活動により、前年より91名の増となった。
今後の方向性など	乳幼児健康診査時に入会案内を行うなど、引き続き事業の周知に努めていく。令和8年度からは提供会員養成講習会の会場を変更し利便性を図るなど、引き続き提供会員の確保に努める。

事業名	(13)-1 一時預かり事業 幼稚園等における一時預かり（幼稚園型）
所管部	こども未来部（子育て支援課）
事業の概要等	【事業概要】 幼稚園、認定こども園において通常の教育時間以降や土曜日、長期休業期間などに預かり保育を実施することにより、保護者の育児負担の軽減を図る事業 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・幼稚園、認定こども園での一時預かりは、通常の教育時間以降の時間や土曜日、長期休業期間などに預かり保育を希望する児童を対象として実施します。 ・保護者の育児負担の軽減に資する事業であり、ニーズ動向を把握しながら実施していきます。

需要量の見込み （算出方法）		国の手引きに基づく算出結果					
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計 画	需要量の見込み （延べ利用人数/年）	幼稚園等における一時預 かり（1号認定）	654	621	570	528	517
		幼稚園等における一時預 かり（2号認定）	46,206	43,819	40,273	37,272	36,522
		合計	46,860	44,440	40,843	37,800	37,039
	確保方策 （延べ利用人数/年） ※定員数×実施日数		212,640	212,640	212,640	212,640	212,640
実 績	需要量の見込みに対する 実績 （延べ利用人数/年）	幼稚園等における一時預 かり	36,866				

評価	本事業は18か所の幼稚園、認定こども園で実施し、令和7年度の利用実績は、延べ利用人数が36,866人となったが、施設を利用する保護者のニーズに対応し、提供体制は十分確保することができた。
今後の方向性など	本事業の対象とならない私立幼稚園等においても預かり保育を実施しており、各施設において保護者のニーズに対応している。引き続き、保護者のニーズに応えるため、幼稚園における一時預かりを実施していく。

事業名	(13)-2 一時預かり事業 保育所における一時預かり(一般型)
所管部	こども未来部(子育て支援課)
事業の概要等	【事業概要】 保育所において一時的に保育を必要とする児童を預かることにより、保護者の育児負担の軽減を図る事業 【実施内容・確保方策(提供体制)など】 ・保育所での一時預かりは、通常保育の対象とならない保護者の週2、3日程度の就労や、急病や入院などに伴う緊急・一時的な保育又は保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消などのため、一時的に保育を必要とする児童を対象として実施します。 ・市外在住者で、出産や介護等により一時的に市内に里帰りした場合は、市外の保育所等に在籍している就学前児童も本事業の対象として実施します。 ・保護者の育児負担の軽減に資する事業でもあり、ニーズの動向に留意しながら、市全体の実施体制について検討します。

需要量の見込み (算出方法)		R3～R5の年間利用件数の平均により算出				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	需要量の見込み (延べ利用人数/年)	160	160	160	160	160
	確保方策 (延べ利用人数/年)	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500
実績	需要量の見込みに対する実績 (延べ利用人数/年)	147				

評価	市内2か所の保育所及び認定こども園で実施し、利用実績は、延べ利用人数が147人で前年度より延べ利用者の数は増となった。 緊急・一時的な保育を必要とする保護者のニーズに対応し、提供体制は確保することができた。
今後の方向性など	引き続き、多様な保育ニーズに応えるため、保育所等における一時預かりを実施していく。

事業名	(14) 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）
所管部	こども未来部（子育て支援課）
事業の概要等	【事業概要】 保育所及び幼稚園等を利用していない満3歳未満の子どもに適切な遊び及び生活の場を与えると ともに、子どもとその保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 令和7年度は、本市における事業の実施体制など課題の整理を行い、令和8年度からの本格実施に 向けた準備等を進めます。

需要量の見込み (算出方法)		国の手引き数値（人／日）×22日（月の利用可日数）×12か月で算出 ※月の利用可能日数は国の手引きに基づくもの					
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計 画	0歳児	需要量の見込 （延べ利用人数/年）	0	2,376	2,376	2,376	2,376
		確保方策 （延べ利用人数/年）	0	2,376	2,376	2,376	2,376
	1歳児	需要量の見込 （延べ利用人数/年）	0	2,112	1,848	1,584	1,584
		確保方策 （延べ利用人数/年）	0	2,112	1,848	1,584	1,584
	2歳児	需要量の見込 （延べ利用人数/年）	0	1,584	2,112	1,584	1,584
		確保方策 （延べ利用人数/年）	0	1,584	2,112	1,584	1,584
実 績	需要量の見込に対する実績 （延べ利用人数/年）	0歳児	0				
		1歳児	0				
		2歳児	0				

評価	実施施設の拡大に向け市内教育保育施設に対し制度の説明会を実施したほか、条例や要綱の整備を し、実施施設の許可・確認を行い令和8年度の本格実施に向けた準備を進めた。また、ホームページ 等で事業の周知にも務めた。
今後の方向性など	本格実施後の動向を確認して課題整理を行い、子どもの成長を応援する機会の拡大に努めていく。

事業名	(15) 時間外保育(延長保育) 事業
所管部	こども未来部(子育て支援課)
事業の概要等	【事業概要】 保育認定を受けた児童について、保育所の通常の保育時間を超えて、保育所・認定こども園において保育を実施する事業 【実施内容・確保方策(提供体制)など】 ・認可保育所において、保護者の就労形態の多様化、超過勤務などに伴う保育需要に応えるため、開所時間を午後7時まで延長して保育を実施します。 ・仕事と子育ての両立を図る事業として、今後も利用者ニーズを踏まえながら、市全体の実施体制について検討します。

需要量の見込み(算出方法)		R3~R5の年間利用件数の平均で算出				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	需要量の見込み(実利用人数/年)	635	635	635	635	635
	確保方策(実利用人数/年)	859	859	859	859	859
実績	需要量の見込みに対する実績(実利用人数/年)	581				

評価	保育必要量が短時間認定である児童のための延長保育事業については、29か所(幼稚園から認定こども園への移行により1施設増)において実施し、開所時間を午後7時まで延長する延長保育事業については、14か所(幼稚園から認定こども園への移行により1施設増)において実施したことにより、保護者の多様な就労形態や超過勤務などに伴う保育ニーズに応えることができた。
今後の方向性など	仕事と子育ての両立を図る事業として、引き続き利用者のニーズに対応するため事業を実施していく。

事業名	(16) 病児（病後児）保育事業
所管部	こども未来部（子育て支援課）
事業の概要等	【事業概要】 保護者の就労または病気などにより保育が困難で、病気にかかっている乳児・幼児、小学生を、保育所、認定こども園、病院、診療所等に付設された専用スペース等において、看護師・保育士が一時的に保育を行う事業者 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・認定こども園の専用施設（民営1か所）において、実施します。 ・仕事と子育ての両立を図る事業として、今後も利用者ニーズを踏まえながら、市全体の実施体制について検討します。

需要量の見込み (算出方法)		R5年度の利用者数を基に算出				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画	需要量の見込み (延べ利用人数/年)	170	170	170	170	170
	確保方策 (延べ利用人数/年)	720	720	720	720	720
実績	需要量の見込みに対する 実績 (延べ利用人数/年)	73				

評価	令和7年度の登録者数は213人（前年比8人増）、延べ利用人数は73人（前年比29人減）であり、一時的に保育所等を利用できない病児保育への提供体制は十分確保することができた。
今後の方向性など	引き続き、事業の周知を図りながら保護者のニーズに応え、利用者の利便性向上に向けて事業を実施していく。

【事業計画69ページ】

事業名	(17) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
所管部	こども未来部（子育て支援課）
事業の概要等	【事業概要】 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びの場及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・小学校及び塩谷児童センターにおいて放課後児童クラブを開設（委託契約により実施）し、利用を希望する児童の受入れに努めるとともに、必要に応じて施設の整備、改修を行います。 ・放課後や長期休暇中に小学校の余裕教室を活用して、学習や体育活動などの機会を提供する「放課後子供教室」の開設について、その基本となる「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、放課後児童クラブとの一体的な又は連携した展開を目指し、検討を行います。

需要量の見込み （算出方法）		R3～R6.5月の実績をもとに、登録児童の学年進級時の継続率から各学年ごとの需要量の見込みを算出				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計 画	需要量の見込み （実利用人数/年）	856	756	688	658	610
	1年生	238	224	231	228	189
	2年生	288	201	189	195	193
	3年生	196	204	142	134	138
	4年生	80	82	85	59	56
	5年生	39	29	29	30	21
	6年生	15	16	12	12	13
	確保方策 （実利用人数/年） ※利用定員数	841	857	857	857	857
実 績	需要量の見込み に対する実績 （実利用人数/年）	1044				
	1年生	309				
	2年生	304				
	3年生	218				
	4年生	144				
	5年生	53				
	6年生	16				

評価	令和7年度については、16か所、25クラブを開設、確保方策の841人に対し実利用人数は1,044人で待機児童はゼロであった。 実利用人数が確保方策を上回ったが、利用日数を勘案した「児童の数」のほか、条例の基準（1.65㎡/人）を引用し、弾力的な受入れをすることで待機児童を出すことなく、放課後の児童の安全・安心な居場所を確保し、児童の健全育成を行うことができた。
今後の方向性など	令和7年度からはサービスの充実・質の向上を図るため、開設時間を拡大するとともに、運営業務を民間事業者へ委託した。引き続き共働き世帯等の子育て支援のため事業を継続していく。また、放課後子供教室は、教育部生涯学習課が土曜日に実施している「地域子ども教室」を令和4年度から放課後子供教室としても位置付けることとした。今後も放課後児童クラブとの一体的な又は連携した展開を目指し、複数の学校施設で継続していくほか、平日放課後の実施に向けて人材確保等を検討していく。

事業名	(18) 実費徴収に係る補足給付事業
所管部	こども未来部（子育て支援課）
事業の概要等	【事業概要】 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入、行事への参加に要する費用及び給食を実施している場合の副食費を補助する事業 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・事業の周知を図り、今後も引き続き、対象者への助成事業を行います

需要量の見込み (算出方法)		R5年度の年間利用件数を基に算出				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計 画	需要量の見込み (延べ利用人数/年)	130	130	130	130	130
	1号認定	30	30	30	30	30
	2・3号認定	100	100	100	100	100
	新1号認定	0	0	0	0	0
	確保方策 (延べ利用人数/年)	130	130	130	130	130
実 績	需要量の見込みに対す る実績 (延べ利用人数/年)	76				
	1号認定	20				
	2・3号認定	56				
	新1号認定	0				

評価	(1号認定及び2・3号認定) 保護者の世帯所得の状況等を勘案し、保護者が支払うべき教材費などの必要な費用について助成を行った。 (新1号認定) 従来型幼稚園を利用している児童への給付制度であり、市内の幼稚園は全て新制度幼稚園へ移行しているため、市内の幼稚園を利用する児童は対象とならない。市外の従来型幼稚園を利用している児童もいるが、前年度に引き続き、本事業の対象世帯はなかった。
今後の方向性など	引き続き対象児童への助成を実施し、円滑な教育・保育の利用を図る。

事業名	(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
所管部	こども未来部（子育て支援課）
事業の概要等	【事業概要】 多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するなど良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業 【実施内容・確保方策（提供体制）など】 ・新規参入事業者があった場合には、適切な相談・巡回支援を実施します

評価	令和7年度については、新規に参入する事業者がいなかったため、事業は実施しなかった。
今後の方向性など	新規参入事業者があった場合には、適切な相談・巡回支援を実施する。